

静岡県公安委員会告示第90号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項及び指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第1条に規定する指定講習機関として学校法人静岡自動車学園を指定したため、同規則第3条の規定に基づき公示する。

平成29年11月17日

静岡県公安委員会委員長 生座本 磯 美

- 1 指定講習機関の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 学校法人静岡自動車学園
 - (2) 住所 静岡市葵区宮前町71番地の1
 - (3) 代表者の氏名 鈴木 善之助
- 2 特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
 - (1) 名称 静岡県自動車学校沼津校
 - (2) 所在地 沼津市東椎路419番地の1
- 3 特定講習の種別
準中型免許に係る初心運転者講習
- 4 指定年月日
平成29年11月1日